

3月定例市議会、平成30年度当初予算案などを可決・同意

総務課 07514963
07519819

3月定例市議会は2月22日～3月19日の26日間の会期で開かれました。この議会では、平成30年度当初予算や西貝塚環境センターの入札に關し、第三者による検証を行う委員会を設置するための条例などの議案が審議され、市長提出の45議案は全て原案のとおり可決または同意されました。可決された当初予算には、妊娠から出産・子育てまで切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター(あげお版ネボラ)」を新たに設置するための費用や、全ての中学校にタブレットパソコンを導入するための費用などを計上しています。



平成4年に埼玉県財政課主幹、同部企画総務課主幹、同課調整幹などを歴任。49歳。

●公平委員会委員の選任 公平委員会委員に河原塚貴美代氏、福地輝久氏を選任することが同意されました。

省エネ対策推進奨励金

環境政策課 07516925
07519872

市では、自主的に省エネ活動に取り組む人に予算の範囲内で奨励金を交付します。対象の①②の全てに該当する人①市内に住所があり、居住している②奨励金申請時に市税を完納している ※店舗や事業所は申請対象になりません。【対象になる省エネ対策】次の①～③からそれぞれ一つ選択可(一世帯・同一年度内)
(1)住宅用太陽光発電システム、太陽熱温水器または水式ソーラーシステム、家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)、ハイブリッド給湯器(2)電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、電動バイク(3)HEMS(ホームエネルギーマネジメントシステム)、グリーンカーテン 【交付要件】4月1日以降に購入・設置し、平成31年3月29日(金)までに申請手続きが完了するもの 5月7日(月)から省エネ対策対象機器を購入・設置・支払い後に申請書(環境政策課、市役所1階総合案内、

年金受給者の届け出

保険年金課 0755137
0759827
大宮年金事務所 065213399

各支所・出張所にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、必要書類を用意して直接、環境政策課へ(土)祝、年末年始を除く) ※先着順で受け付けし、申し込みが予算額に達した時点で締め切ります。詳しくは、申請書と併せて配布するパンフレットをご覧ください。

年金受給者が、住所や年金の受け取り先を変更する場合は届け出が必要で、届け出先は原則として大宮年金事務所です(下表参照)。ただし、共済年金については共済組合に届け出が必要な場合があります。各届出書(障害年金の診断書・はがき以外)は、大宮年金事務所または保険年金課にあります。

■現況届・住所変更届

現況確認や住所の変更については、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)によって確認できるため、届け出は原則不要です。ただし次の①～③のいずれかに該当する人は、提出が必要です。①日本年金機構で住民票コードの確認がで

きていない②日本年金機構が管理している年金受給者の基本情報(住所、氏名、生年月日、性別)が住基ネットと相違している③外国に住んでいる ※詳しくは、大宮年金事務所にお問い合わせください。

届け出事由	手続き内容	提出期限
誕生月を迎えた	年金受給権者現況届 ※1	誕生月内
住所を変更した	年金受給権者住所変更届	14日以内
年金の受け取り先を変更したい	年金受給権者受取機関変更届	随時
氏名を変更した	年金受給権者氏名変更届	14日以内
年金を受けている人が死亡した	未支給年金、遺族年金の請求 ※2	
障害年金の診断書・はがきが届いた	障害年金受給者障害状態確認届 ※3	誕生月内
	障害年金受給者所得状況届 ※4	7/31(木)

※1 個人番号(マイナンバー)の記入や住民票などの添付が必要です。詳しくは、大宮年金事務所にお問い合わせください。
 ※2 受けていた年金の種類などによって手続きが異なります。詳しくは、大宮年金事務所にお問い合わせください。
 ※3 障害基礎年金は保険年金課、障害厚生年金は大宮年金事務所、障害共済年金は共済組合に診断書を提出してください。
 ※4 20歳前の病気で障害年金を受けている人に限り、7月上旬に届きます。提出先は保険年金課です。

【児童扶養手当(月額)】

児童数	全部支給	一部支給
1人目	42,500円	42,490円～10,030円
2人目	10,040円	10,030円～5,020円
3人目以降	6,020円	6,010円～3,010円

【特別児童扶養手当(月額)】

等級	改定前	改定後
1級	51,450円	51,700円
2級	34,270円	34,430円

【障害児福祉手当(月額)】

改定前	改定後
14,580円	14,650円

【特別障害者手当(月額)】

改定前	改定後
26,810円	26,940円

【経過的福祉手当(月額)】

改定前	改定後
14,580円	14,650円

児童扶養手当・特別児童扶養手当などの改定

子ども支援課(児童扶養手当)

☎775-6819

☎775-5342

障害福祉課(特別児童扶養手当)他

☎775-5123

☎776-8872

4月から児童扶養手当・特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当・経過的福祉手当の額が、左表のとおり改定されました。

飼い主のいない猫の不妊・去勢手術

生活環境課

☎775-6940

☎775-9872

市と市内の獣医師が協定を締結し、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術を無料で実施しています。手術を受けられるのは次の①～④の全てに該当する場合です。①市内に生息している飼い主のいない猫であること、②第三者から確認が取れる③申請者が市内に住所を有している④手術後は終生飼養できる人に引き渡すか、元の場所で餌やりなどを継続する場合は、近隣の迷惑がからまないようにする④現地調査、猫の受け渡しが可能にできる ※事前に申請が必要です。詳しくは、生活環境課へ問い合わせください。

地域の身近な相談役
民生委員・児童委員

福祉総務課

☎775-5118

☎775-9846

●地域で相談・支援を行うボランティア 民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱され、住民の身近な相談役として各地域で福祉に関わるあらゆる相談に応じます。委員の中には、児童福祉に多く関わる主任

児童委員もいます。

●相談の秘密 民生委員・児童委員は法律で「守秘(秘密を守る)義務」が規定されており、相談内容などの個人の秘密は固く守られます。相談が必要な場合には地区内の同委員を紹介しますので、福祉総務課へ問い合わせください。

●5月12日は「民生委員・児童委員の日」 地域における民生委員・児童委員活動への理解を深めるため、5月12日(土)～18日(金)の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」では、

住宅用火災警報器の交換を



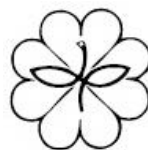
予防課 ☎775-1314・☎775-2230

全ての住宅に、住宅用火災警報器(住警器)の設置が義務付けられてから、10年が経過します。住警器は古くなると、電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、10年を目安に交換しましょう。

●取り付けサポート 住警器を購入したけれど、取り付け方が分からず困っている家庭には、消防職員が直接訪問し、取り付けます。費用は一切かかりません。※消防職員は取り付け作業だけを行います。住警器は事前に購入してください。詳しくは、予防課へ問い合わせてください。



幸せのめばえを示す四つ葉のクローバーをバックに、民生委員の「み」の文字と児童委員を示す双葉を組み合わせ平和のシンボルの鳩をかたどって、愛情と奉仕を表しています。



民生委員・児童委員のマーク

民生委員・児童委員がサロンなどに参加し、活動に関するPRをします。

❁ 病児・病後児保育施設

保育課 ☎775-5044 ・ ☎774-5342

～どんぐりルームを新規開設～

市には、子どもが病気や病気の回復期にあり、かつ保護者が就労などによって保育を行うことができない場合、保育士・看護師などが保護者に代わって子どもの状態に合わせた適切な保育・看護を行う「病児・病後児保育施設」があります。4月2日に、どんぐりルームが新たに開設されました。

☑次の①～③の全てに該当し、事前登録の済んでいる子ども①市内に住所のある0歳児～小学3年生②病気または回復期で、入院加療の必要はないが、安静の確保に配慮する状態③保護者が就労などの社会的にやむを得ない事情により、家庭での保育を行うことが困難 ☑日額2,000円 ※生活保護法による被保護世帯、市民税非課税世帯は無料です。市民税所得割額が48,600円未満の世帯は、日額1,000円です。☑各施設4人 【登録】登録申請書(各施設く下表参照)、保育課にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入して、直接、各施設または保育課へ ☑利用日の前日18時までに各施設に予約し、医師に市指定の「診療情報提供書」を書いてもらう ※いずれの施設も、(祝)、年末年始、クリニックの休診日は休みです。

【病児・病後児保育施設】 ※医療機関併設のため、急性期から回復期までの子どもを預かります。

施設名	ところ	電話番号	受け入れ年齢	開設日
オープンセサミ (かわかみこどもクリニック)	藤波3-187	789-3116	生後6カ月～	(月)～(金)8:30～18:00 ※8:30に医師の診断があります。
どんぐりルーム (さくらクリニック)	上尾村542-1	871-8630		

【病後児保育施設】 ※保育園併設のため、看護師が常駐し、回復期の子どもを預かります。

施設名	ところ	電話番号	受け入れ年齢	開設日
たんぽぽ (ころぽっくる保育園)	小泉5-7-4	771-2701	生後7カ月～	(月)～(金)8:00～18:00
くじらのおうち (ゆうゆうくじら保育園)	原市3870-1	721-3781	生後2カ月～	

地震や武力攻撃などの災害時に、国から「全国瞬時警報システム(Jアラート)」を通じて送られてくる緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さんにお伝えするため、情報伝達訓練を行います。これは、全国一斉に行われます。☑5月16日(水)11時ごろ ☑市内128カ所に設置してある防災行政無線から、一斉に次のように放送①「これは、Jアラートのテストです」を3回②「こちらは、防災上尾です」

危機管理防災課

☎7755140
☎7759927

防災行政無線を用いた 緊急情報の伝達訓練

6月は「環境月間」です。子どもから大人までが、環境の保全と創造についてともに考え、行動する機会として、「上尾市環境推進大会2018」を開催します。☑6月2日(土)13時～16時 ☑文化センター ☑①第17回あげお環境賞授賞式②環境美化啓発ポスター表彰式と応募作品の展示③市内の環境活動などのパネル展示

環境政策課

☎77516925
☎77519872

上尾市環境推進大会2018

市長通信 輝く!
あげお

スポーツの持つちから



去る3月28日から30日まで、県立武道館でJOC^(*)ジュニアオリンピックカップ「彩の国杯第12回全国中学生空手道選抜大会」が開催されました。埼玉県での開催は2年連続となり、大会では各都道府県の代表者979人が形と組手で競い合いました。競技が始まると、子どもたちは力強い掛け声と真剣な表情に一変し、日頃の修練の成果が発揮された素晴らしい大会となりました。ここ上尾でハイレベルな熱戦を目の当たりにできることは、市民の皆さんにとって貴重な機会だと思います。緊張感と熱気に包まれた会場では、私もたくさんの元

気と勇気をいただきました。

空手は2020年の東京オリンピックで正式種目に採用されることが決まり関心も高まっており、子どもたちには励みにもなることでしょう。

私も空手をやりますが、空手に限らず、スポーツや体を動かすことは心身の健康にとっても大切なことだと実感しています。これからは、スポーツの推進を図り、体を動かすことのできる環境づくりを通じて、市民の皆さんがより元気になり、活気ある上尾を築いていきたいと感じました。

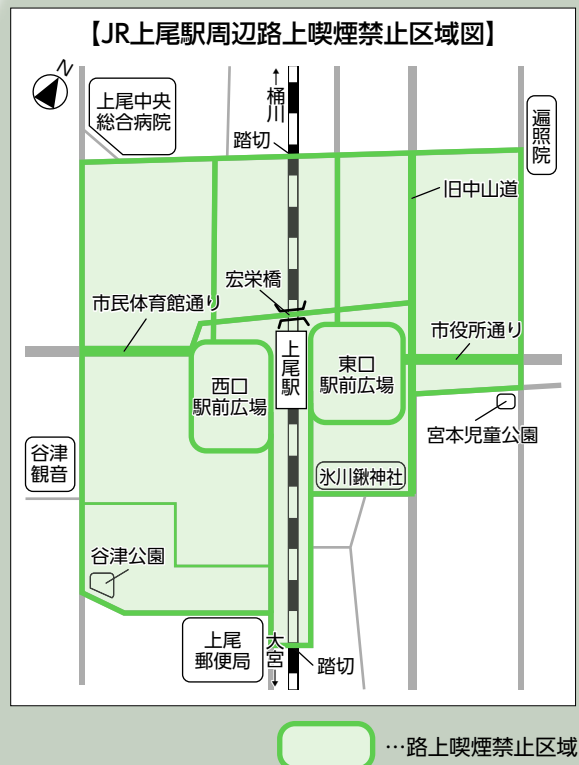
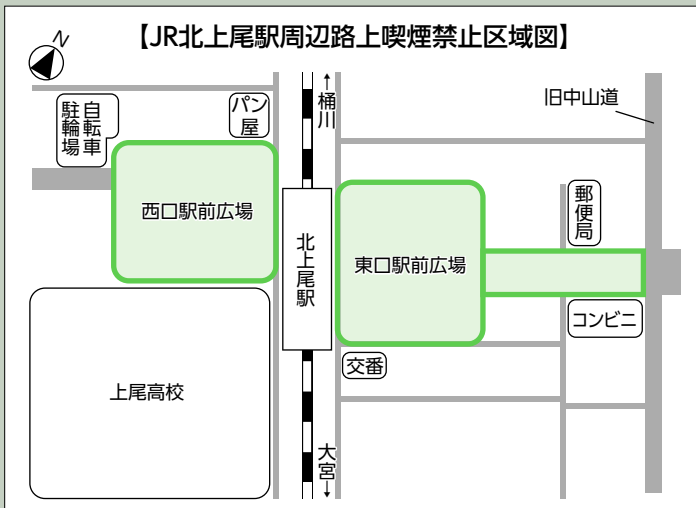
市長 畠山 稔

*JOC (Japanese Olympic Committee) / 日本オリンピック委員会

路上喫煙防止にご協力を

生活環境課 ☎775-6940 ・ ☎775-9872

たばこによるやけど・火災などの事故を防止するため、また、分煙に対する意識の高まりを受けて、「上尾市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しています。JR上尾・北上尾駅周辺を図のとおり路上喫煙禁止区域に指定し、禁止区域内の路上などでは、指定喫煙所を除き、終日禁煙となっています。



時とき 所ところ 内容 対象 費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定員 持ち物
 申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問い合わせ

考えてみませんか 空き家のこと

交通防犯課

☎775-5138 ・ ☎775-9927

空き家を放置するとこんな問題が

●放火の危険

火災が起きると周辺家屋にも延焼する可能性があります。大変危険です。



●ごみの不法投棄、害虫・悪臭の発生

ごみが投棄され、景観を阻害するだけでなく、病害虫や悪臭の発生源にもなります。

●不審者の侵入

出入りが容易な空き家には不審者が侵入し、治安の悪化につながりかねません。思わぬ犯罪に巻き込まれる可能性もあります。

●樹木・雑草の繁茂

伸び放題の樹木や雑草が道路や他人の敷地に侵入し、周辺の見通しを悪くします。放置された枯れ草や枯れ木は、火災の原因にもなります。

●建物の破損・倒壊

壊れた屋根や外壁などが落下し、周辺家屋や歩行者に当たる危険性があります。

自分でできる管理のポイント

人が住まなくなった家は、急速に老朽化が進みます。所有者や家族は定期的に適正な管理を行いましょう。

- 通風・換気・通水…全ての窓・収納扉を開放／換気扇の運転／蛇口の通水
- 室内の清掃…不用品の片付け／簡単な清掃
- 郵便物の整理…ポストや玄関先の郵便物の整理
- 外周の清掃・草木の手入れ…ごみ拾い／雑草の除去／樹木のせん定
- 建物や外周の点検…建物・設備の傷みの確認／雨漏りの確認

空き家の所有者が負う管理責任

管理が不十分な空き家は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすだけではありません。民法には、土地の工作物等の所有者などの責任が明記されています。空き家の所有者などが適切な管理を行わず、建物の倒壊や屋根・外壁の落下などによって周囲の建物や通行人などに損害を与えた場合には、被害者に対する賠償責任を負うことがあります。そのため所有者として、適切に対応することが求められています。

まずは相談を

市では、市民の皆さんや市内の空き家所有者からの、空き家の活用法や対処法などについての相談に、適正かつ迅速に対応するため、交通防犯課が相談窓口となっています。空き家は、早く処理すれば売買や賃貸などで活用することもできます。放置され、老朽化し、周辺に損害を与えるような状態になる前に、気軽に相談してください。

住宅の耐震診断・耐震改修の補助制度と無料簡易耐震診断

建築安全課 ☎775-8490

☎775-9906

昭和56年5月31日以前に着工した

住宅(木造住宅または分譲マンション)で専門家が行う耐震診断と木造

住宅の耐震改修工事に対して、費用の一部を予算の範囲内で補助しま

す。また、市による木造住宅の図面

での無料簡易耐震診断も受け付けて

います。※いずれの補助金にも交

付の条件があります。また、診断や

工事の契約を行う前に補助申請を行

い、交付決定後に契約してください。

■木造住宅耐震診断補助制度

① 次の①～④の全てに該当している

こと①当該住宅に居住し、市税を完

納している②当該住宅を本人または

その2親等以内の親族が所有してい

る③在来軸組工法(木材の柱や梁で

構造を支える方法)または枠組壁工

法(ツー・バイ・フォー工法)の2階

建て以下④診断は建築士事務所登録

の事務所または建設業の許可業者に

所属する建築士が実施 **【補助金額】**

耐震診断に要した費用の2分の1の

額で上限5万円(千円未満切り捨て)

■木造住宅耐震改修補助制度

① 次の①～⑥の全てに該当している

こと①当該住宅に居住または居住を予定し、市税を完納している②当該住宅を本人またはその2親等以内の親族が所有している③在来軸組工法または枠組壁工法の2階建て以下④耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判定された⑤現行の耐震基準に適合させるための耐震改修である⑥改修設計は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施し、改修工事は建設業の許可業者が行う【補助金額】耐震改修に要した費用の23割の額で上限40万円

■分譲マンションの耐震補助制度の新設

④次の①～④の全てに該当していること①昭和56年5月31日以前に着工した分譲マンションで、居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の3分の2以上である②住戸の区分所有者の2分の1以上が現に居住している③管理組合の集会などで耐震診断の実施に係る決議がなされている④診断は建築士事務所登録の事務所または建設業の許可業者に所属する建築士が実施【補助金額】耐震診断に要した費用(面積に応じた標準額以内)の3分の2の額(千円未満切り捨て)で戸数×5万円(上限100万円)

■木造住宅の無料簡易耐震診断

市では、平成12年5月31日以前に着工した2階建て以下の木造住宅(工業化住宅を除く)の簡易耐震診断を随時、無料で受け付けています。住宅の図面(設計図他)を基にコンピュータで簡易な耐震診断をして、耐震性能を4段階で評価します。建築当時の建築確認申請書(副本)か、壁や窓の位置が分かる各階平面図を用意して直接、建築安全課へお越しください。

水道料金・下水道使用料の減免

業務課 ☎77551611
☎7759041

児童扶養手当を受給している世帯を対象に、水道料金の基本料金相当額・下水道使用料の基本使用料相当額を減免します。☎市内に在住で、水道・公共下水道を使用(上尾市から料金の請求を受けている)している、次の①②のいずれかに該当する人①児童扶養手当を受給している②同一世帯に同手当を受給している人がいる ☎申請書(業務課へ)〒362-0013上尾村1-157にある。市ホームページからダウンロードも可)に必要事項を記入し、児童扶養手当証書の写しを添付して、直接ま

たは郵送で業務課へ ※申し込みは毎月15日が締め切りです。審査後、翌月の使用分から減免します。なお、市内転居などにより児童扶養手当証書の再交付を受けた場合は、改めて申請が必要です。

固定資産税・都市計画税の納税通知書を発送

資産税課(土地) ☎77515133
(家屋) ☎77515134
☎7759846

5月1日(火)に、平成30年度の固定資産税・都市計画税の納税通知書を郵送します。次の①～⑤の場合には、資産税課へ連絡してください。①納税通知書の宛名が死亡した人になっている②海外へ出国(居住・長期滞在する予定がある)③未登記の家屋を新築(増築)した・取り壊した、またはそれらの予定がある④未登記の家屋の所有者を変更した⑤土地の利用状況を変更した、またはその予定がある

また、次の(1)(2)に該当する住宅は、平成30年度から「新築住宅に対する固定資産税の減額措置」の適用がなくなり、本来の税額になります。(1)平成26年1月2日～平成27年1月1日に新築した一般の住宅(2)平成24年1月2日～平成25年1月1日に新築

した3階建て以上の耐火住宅 ※納付の方法・納期限については、16ページの「税は納期限内に」を参照してください。

軽自動車税の納税通知書を発送

市民税課 ☎77515130
☎7759846

5月7日(月)に、平成30年度の軽自動車税の納税通知書を郵送します。☎平成30年4月1日時点で、市内に原動機付自転車、バイク、軽自動車などを所有している人 ※納付の方法・納期限については、16ページの「税は納期限内に」を参照してください。

■軽自動車税の減免申請を受け付け

一定の障害のある人が所有する車両、または障害のある人と生計を共にする家族が所有する車両で、当該障害者のために使用するときなど、条件により軽自動車税が減免となる場合があります。詳しくは、市民税課にお問い合わせください。【申請期間】5月7日(月)～31日(木)



第7期上尾市高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画を策定

高齢介護課
☎775-6473・📠776-8872

「高齢者が輝き続けるまち あげお」の実現を目指し、高齢者福祉や介護保険制度に関する総合的な計画として、3年ごとに策定しています。第7期の計画期間は2018～2020年度です。

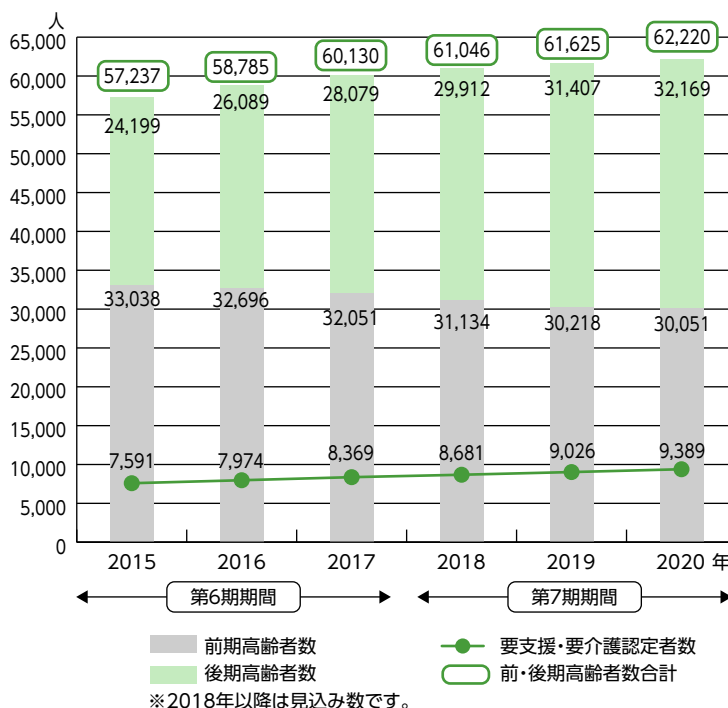
計画策定の背景

2017年10月現在、市内の高齢者数は、60,130人であり、今後も高齢者数は増加し続けます。特に要支援・要介護認定率が高い後期高齢者(75歳以上)数が増加します(図1参照)。

計画策定のポイント

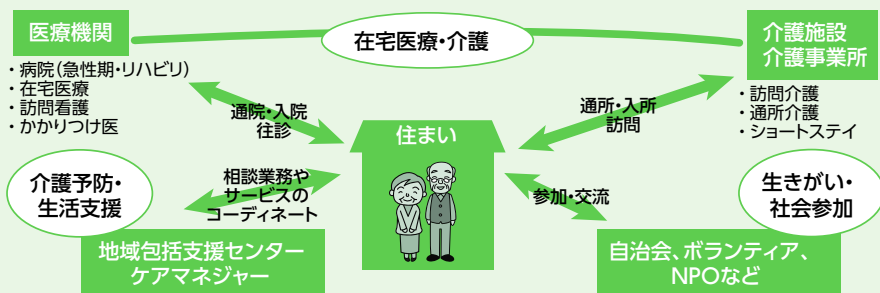
- ①地域包括ケアシステムの構築 団塊世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの構築を目指します。
- ②「自助・互助・共助・公助」～市民意識の醸成～ 自助を支える「互助」(ボランティア活動や住民組織による支え合い)の取り組みなどを推進します。

【図1】前・後期高齢者数と要支援・要介護認定者数の推移



～地域包括ケアシステムとは？～

地域の実情に応じて、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まいの支援が包括的に確保される体制をいいます。



※地域包括ケアシステムは、おおむね30分以内に必要サービスが提供される日常生活圏域を単位として想定しています。

主な施策

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- ・在宅医療・介護連携の拠点となる「上尾市医師会在宅医療連携支援センター」の設置
- ・地域サロンや見守りなどの取り組みを支援する生活支援コーディネーターの充実
- ・認知症初期集中支援チームの活用をはじめとした認知症の早期発見・早期対応に向けた体制づくり
- ・介護予防の推進(アッピー元気体操の推進、住民による主体的で継続的な通いの場づくりの支援)

2018～2020年度の介護保険料の見直し

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料基準額が58,700円(年額)となり、各段階の保険料を右表のとおり改定しました。これは、高齢者数の増加に伴う介護給付費の増加に加え(図2参照)、介護従事者の処遇改善の確保などを踏まえた報酬改定が全国的に行われたことによるものです。市では、介護保険給付費等準備基金の取り崩しを行い、月額607円の保険料の上昇抑制を図りました。

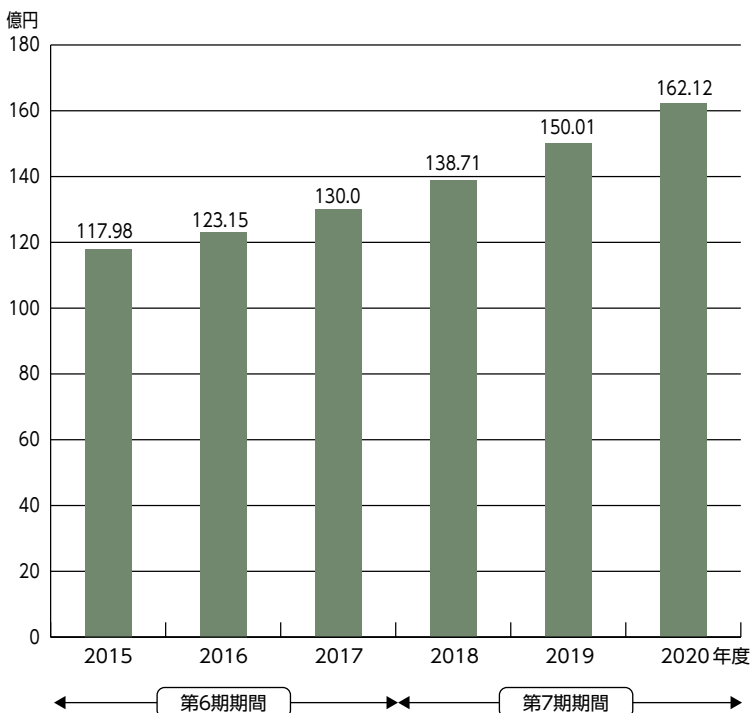
※40～64歳の人(第2号被保険者)が負担する保険料は、加入している医療保険の保険者(国民健康保険他)に納付します。具体的な保険料の額や決め方は医療保険者ごとに異なりますので、詳しくは、加入している医療保険の保険者に確認してください。

【表】第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料(年額)

変更前(2015～2017年度)		変更後(2018～2020年度)	
段階	保険料(円)	段階	保険料(円)
第1段階	24,800	第1段階	26,400
第2段階	36,900	第2段階	39,300
第3段階	41,300	第3段階	44,000
第4段階	45,800	第4段階	48,700
第5段階	55,100	第5段階	58,700
第6段階	62,300	第6段階	66,300
第7段階	68,900	第7段階	73,300
第8段階	82,700	第8段階	88,000
第9段階	93,700	第9段階	99,700
第10段階	102,000	第10段階	108,500
第11段階	110,300	第11段階	117,300

(※1) 合計所得金額は、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した後の額です。

【図2】介護給付費の推移



※2017年度は予算額、2018～2020年度は見込み額です。

2018年度介護保険制度の主な改正

【4月から】

1. 財政的インセンティブ^(※2)の導入で保険者機能の強化

高齢者の自立支援・重度化防止などに向けた保険者の取り組みや都道府県による保険者支援の取り組みを点数化し、その点数に応じて、交付金を交付する制度が始まります。

(※2) インセンティブ…奨励、動機付け

【8月から】

2. 一定所得者の利用負担の見直し

一定以上の所得の人(本人の合計所得金額が220万円以上で、同じ世帯にいる65歳以上の人の年金収入やその他の合計所得が単身世帯で340万円、2人以上世帯で463万円以上の人)の自己負担割合が2割から3割となります。

「(仮称)親愛上尾保育園」が開園

保育課 ☎77551211
☎7745342

7月2日(月)に市内58園目となる保育施設(小規模保育事業所)「(仮称)親愛上尾保育園」が開園します。☎

小泉1-21-13 ☎3カ月〜2歳児クラス(3歳になる年度末まで) ☎19人 ☎6月9日(土)までに保育課へ ※先着順ではありません。入所基準を基に、入所希望者の家庭状況や保育を必要とする状況を総合的に判断して利用調整(選考)します。詳しくは、保育課へ問い合わせてください。

税は納期限内に

納税課 ☎77551355
☎77519846

税は、納期限を過ぎると延滞金が加算されますので、納期限内に納付しましょう(下表参照)。☎市役所、各支所・出張所・市指定金融機関、市収納代理金融機関、全国のコンビニエンスストア他 ※詳しくは、納付書の裏面をご覧ください。

便利なモバイルレジ納付も

モバイルレジ納付とは、納付書に印刷されたバーコードを携帯電話やスマートフォンのカメラ機能で読み

取り、モバイルバンキングを利用することで納付ができるサービスです。詳しくは、NTTデータのモバイルレジホームページ(パソコンからは<http://solution.cafis.jp/c-pay/pc/>、携帯電話からは☎ps://bc-pay.jp/)で確認してください。

【税の納期限】

市・県民税(普通徴収)	固定資産税・都市計画税	軽自動車税	国民健康保険税(普通徴収)	振替日(納期限日)
第1期	第1期	全期		5/31(木) 7/2(月)
第2期	第2期		第1期	7/31(火)
第3期	第3期		第2期	8/31(金)
			第3期	10/1(月)
			第4期	10/31(水)
			第5期	11/30(金)
	第4期		第6期	12/28(金)
第4期			第7期	2019/1/31(木)
			第8期	2/28(木)

市税等の猶予制度

納税課 ☎77551944
☎77519846

税を納期限までに納付しないと、納期限の翌日から納付した日までの日数に応じて延滞金がかかります。さらに、督促状の送付を受けてもなお、納付がされない場合には、財産

の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります。

これまで市税等に滞納がない人で、市税を納期限までに納付することにより事業の継続や生活の維持が困難になる場合や、災害で被災したなどの特別な事情がある場合は、この処分を条件付きで猶予することができます。なお、この制度を利用した際に、延滞金の全部または一部を免除、もしくは軽減できる場合があります。【必要書類】罹災証明など特別な事情を証する書類、過去1年分の収支状況が確認できる書類、預(貯)金通帳や生命保険証書など資産状況が確認できる書類、印鑑(認め印)他

上尾市地域福祉推進協議会 委員・(仮称)協働部会員を募集

福祉総務課 ☎77551188
☎77519846

多様化・複雑化する地域の生活課題を解決し、誰もが孤立することなく住み慣れた地域で安心して生活できるように、市では、見守りや助け合い活動など地域福祉を推進しています。この度、この活動の推進に係る委員(①推進協議会委員②(仮称)協働部会員)を新たに募集します(下表参照)。●①②共通 ☎市内に在

委員名	①協議会委員	②(仮称)協働部会員
活動の目的	●計画策定、変更 ●調査・分析・評価	●方策検討 ●実践
主となる活動内容	●会議参加(年に数回)	●会議参加(月1回程度) ●地域福祉推進のための企画・立案 ●地域に外向いての活動支援、研修・講演会の開催
募集人数	若干名	4人程度
作文テーマ	「上尾市での地域福祉の進め方」	「住んでいる地域での地域福祉の進め方」

住の18歳以上で地域福祉について関心がある人(国、地方公共団体の議会の議員、職員を除く) 〔任期〕7月から3年間 ☎応募(様式自由)に希望する委員名、住所、氏名、生年月日、性別、職業、電話番号、応募動機を記入し、各テーマの作文(400字詰め原稿用紙2枚程度にまとめたもの。データの場合のファイル形式はPDF)を添えて、直接か郵送またはメールで5月31日(木)まで(必着)に福祉総務課(〒362-8501本町3-1-1、☎5171100@city.ageo.gun.)へ ※書類選考の上、6月中旬に全員に結果を通知します。

